市の人事の運営等の状況を公表

市では現在、職員数の抑制と給与水準の見直しによる人件費の削減に取り組んでいます。職員数および職員給与などの内容は次のとおりです。

※全文は、11月30日 金から市ホームページに掲載するとともに、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)で閲覧できます。

間 総務課・内線232、209

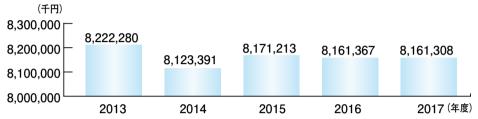
1 職員数と職員の任免に関する状況

常勤職員数の推移(各年度4月1日現在)

区分	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
職員数 (人)	874	869	869	869	866	864	859	851
人口(人)	134,911	133,749	133,633	133,558	133,044	132,715	132,401	132,231

2 職員の給与等に関する状況

(1)人件費(普通会計決算)



※普通会計とは、水道事業会計と下水道や介護保険などの特別会計以外の会計をいいます。

※人件費には、市長などの常勤特別職や議員、委員会の委員などの非常勤特別職、常勤一般職および非常勤一般職の報酬、給料、諸手当、共済組合負担金、社会保険料負担金などが含まれています。

(2)職員1人あたりの給与費(普通会計決算)

(単位:千円)

年度	我孫子市	柏市	流山市	鎌ケ谷市	野田市	松戸市
2015年度	6,784	6,507	6,559	6,395	6,643	6,561
2016年度	6,773	6,277	6,503	6,221	6,556	6,309
2017年度	6,722	6,127	6,447	6,515	6,584	_

※給与費とは、給料と扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

※松戸市の2017年度の値については、公表時期が12月のため掲載していません。

▼我孫子市の2017年度の職員給与費(普通会計決算)

(単位:千円)

職員数		Ý.	給与費	;		
(A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	(B)∕(A)	
789	3,019,243	933,762	1,350,855	5,303,860	6,722	

※職員数は2017年4月1日の人数です。 ※職員手当には退職手当を含みません。

(3) ラスパイレス指数(各年度4月1日現在)

年度	我孫子市	柏市	流山市	鎌ケ谷市	野田市	松戸市
2015年度	101.7	101.8	101.1	101.9	100.7	102.8
(地域手当補正後)	(98.1)	(101.8)	(104.0)	(102.8)	(100.7)	(102.8)
2016年度	101.1	101.9	101.4	101.4	99.9	103.5
(地域手当補正後)	(95.0)	(101.9)	(102.4)	(102.8)	(99.9)	(103.5)
2017年度	101.3	101.9	101.6	101.6	99.0	102.2
(地域手当補正後)	(95.6)	(101.9)	(102.6)	(103.0)	(99.0)	(102.2)

※ラスパイレス指数とは、給料月額を基にして、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。なお、地域手当補正後のラスパイレス指数は、給料月額と地域手当を合算した額を基にして、前記と同様に算定した指数です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額と平均給与月額(2018年4月1日現在)

		半均年齡	半均給料月額	半均給与月額
	一般行政職	42.2歳	326,511円	418,253円
	技能労務職	51.7歳	364,154円	433,518円
消防職		40.2歳	316,906円	416,947円

※平均給料月額とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

※技能労務職については、現在、退職者不補充や民間委託の推進による職員数削減に取り組んでいます。今後も職務の性格や内容を踏まえつつ、民間、国・県および近隣市の職員の給与などを参考にしながら適正な給与制度の運用に努めていきます。

(5) 職員の初任給 (2018年4月1日現在)

(単位:円)

区分		我孫子市	柏市	流山市	鎌ケ谷市	野田市	松戸市
一般行政職		185,800					
一放1」以电	高校卒	151,500	151,500	151,500	147,100	154,200	151,500

(6) 地域手当

1人あたりの	2016年度決算	2017年度決算	2018年度予算
平均支給年額	391千円	389千円	379千円
支給率	2016年4月1日現在	2017年4月1日現在	2018年4月1日現在
又和争	9.5%	9.5%	9.5%

※地域手当とは、民間における賃金、物価および生計費が高い地域で支給する手当です。 ※地域手当の支給額=(給料、扶養手当および管理職手当の月額の合計額)×支給率

(7) 期末手当・勤勉手当(2017年度)

1人あたりの平均支給額	期末手当	勤勉手当	役職加算
1,695,586円	2.6月分	1.8月分	6%~20%

※国は役職加算が5%~20%のほか、管理職加算10%~25%があります。

(8) 時間外勤務手当(2017年度決算)

支給実績 259,864千円 1人あたりの平均支給年額 396千円

(9)特殊勤務手当

			全職種合計			
		10,783	千円			
各区分	危険作業 手当	防災作業 手当	消防作業 手当	行旅死病人 取扱手当	感染症防疫等 作業手当	環境現場 作業手当
支給単価	日額 500円	日額 1,000円	1回 300円 ~600円	死亡人 1件 3,000円 病人 1件 1,500円	日額 500円	日額500円

(10) その他の手当(2017年度決算)

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当
支給実績	91,306千円	41,443千円	68,801千円	105,425千円
1人あたり平均支給年額	229千円	273千円	95千円	576千円

(11) 退職手当(2018年4月1日現在 千葉県市町村総合事務組合)

,	1				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区分	自己都合(市)	自己都合(国)	応募・定年(市)	応募·定年(国)	加算措置等
勤続20年	19.6695月分	同じ	24.586875月分	同じ	
勤続25年	28.0395月分	同じ	33.27075月分	同じ	・定年前早期退職特例措
勤続35年	39.7575月分	同じ	47.709月分	同じ	置(2%~45%加算) ・1人あたりの平均支給
最高 限度額	47.709月分	同じ	47.709月分	同じ	額21,059千円

※一人あたりの平均支給額とは、前年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。※退職手当は、千葉県市町村総合事務組合の退職手当条例で支給率が定められています。

(12)特別職の報酬など(2018年4月1日現在)

(単位:円)

	区分			給料	月額等		
	运 为	我孫子市	柏市	流山市	鎌ケ谷市	野田市	松戸市
	市長	837,000	961,000	926,500	900,000	972,000	1,050,000
給料	副市長	716,000	790,000	800,000	780,000	831,000	860,000
	教育長	655,000	721,000	741,300	705,000	750,000	760,000
地域 手当	三役の支給率	無	6%	7.3%	無	6%	10%
	議長	530,000	668,000	547,900	505,000	547,000	720,000
報酬	副議長	470,000	597,000	488,100	455,000	492,000	660,000
	議員	440,000	577,000	458,250	430,000	450,000	590,000
期末	市長・副市長・ 教育長	4.25月分	4.4月分	4.35月分	4.4月分	4.3月分	4.4月分
手当	議長・副議長・ 議員	4.25月分	4.4月分	4.2月分	4.4月分	4.3月分	4.4月分
	市長	14,061,600	16,606,080	15,565,200	15,120,000	20,995,200	23,688,000
退職	副市長	8,592,000	7,584,000	9,600,000	9,360,000	9,972,000	10,732,800
手当	教育長	4,716,000	4,152,960	7,116,480	5,076,000	5,400,000	5,198,400
, _	支給時期	任期ごと に支給	任期ごと に支給	任期ごと に支給	任期ごと に支給	退職時 (通算)	任期ごと に支給
※ 法	山市の教育県(4	工期 / 年)	+ 스무사	ま時占づい	+特別職で	<u>け お り 士 H</u>	らが 参孝

※流山市の教育長(任期4年)は、今号公表時点では特別職ではありませんが、参考のため掲載しています。

3 職員の服務などに関する状況

(1)勤務時間 (2018年4月1日現在)

職員の勤務時間は、休日を除き午前8時30分から午後5時までを基本とし、1日の勤務時間は7時間45分、1週間の勤務時間は38時間45分です。

(2)休暇(2018年4月1日現在)

有給休暇として、年次有給休暇が1年度につき20日、病気休暇が90日以内、 その他産前産後、結婚、忌引などの特別休暇があります。無給休暇として、介護 休暇、3歳未満の子どもを養育するための育児休業などがあります。

(3)分限処分者数

心身の病気などのため、職員が職責を十分果たすことができない場合に、職員の意に反して行う分限処分があります。2017年度は、10人を休職処分としました。

(4)懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令に違反した場合などに戒告、減給、停職、免職の処分を行うものです。2017年度に懲戒処分はありませんでした。

(5)職員の研修状況

〈ご利用ください〉 ▶防災行政無線放送テレホンサービス(放送内容の確認)☎0120-031-676 放送後約1時間経過後か、次の放送がされた場合は、情報が入れ替わります。 ▶災害専用電話(台風や大雨で災害が発生したとき)☎7185-1743